

教育基本法改正の考察

—男女共学の規定の削除の理由とは—

小 口 功*

Reviews on the revision of the Fundamentals of Education Law:

Why did they eliminate the article on Co-education ?

(OGUCHI Isao)

はじめに

教育の憲法とも呼ばれる教育基本法が、2006年に改正された。同法は成立以来59年の年月が経過し、政権与党の自民党が戦後教育の弊害を是正する目的で、大幅な改正を行ったとされる。第二次大戦後アメリカの占領下で成立した教育基本法は、戦前の軍国主義教育を反省して、個人の権利や人々の平等などを重視したが、社会道徳や公共精神などはあまり重視しないとも言われた。本稿ではまずこの教育基本法改正のねらいを、政治家、政党（自民党）、文部科学省の発言や印刷物などをもとに検証する。そして旧教育基本法の主な規定で、なぜ男女共学だけが新教育基本法では削除されたのか、その理由を探ってみたい。

なお本稿においては、改正以前の教育基本法を「旧教育基本法」、今回改正された現行の教育基本法を「新教育基本法」と記述する。

1. 教育基本法の改正の理由と経緯（文部科学省の見解）

2006年12月15日、新しい教育基本法が、第165回臨時国会において成立し、12月22日に公布・施行された。その改正の理由と経緯について、文部科学省はホームページで次のように述べている^①。旧教育基本法（1947年3月に施行）が成立から約60年経過し、社会の情勢の変化に合わせて、その内容を改正したとし、教育基本法の根本的な理念は変えていないと述べている。

* 近畿大学教職教育部教授

〔キーワード〕 教育基本法、男女共学、文部科学省、高等学校、男女平等

「昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、様々な課題が生じております。このような状況にかんがみ、新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しました。」

2. 旧教育基本法と日本国憲法

旧教育基本法は戦前の教育勅語に代わるものと考えられ、学校教育の目的やあり方など、教育の根本的な理念を示す性質が強い。逆に教育実践の具体的な内容については直接言及していない。そのため条文の分量も少ないという特徴がある。そして旧教育基本法は、日本国憲法の精神が強く反映されていると言われる。特に前文では、日本国憲法に示された理想の実現が基本的に教育の力によると次のように記載されている²⁾。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」（下線は筆者）

旧教育基本法の条文は全部で11条からなる。新教育基本法とは異なり章はない。なお補則の第11条は、他の法令との関係を定めたもので、教育に関する実質的な内容を規定していない。旧教育基本法の構成は次の通りである。

旧教育基本法の構成

上論・前文、第一条 教育の目的、第2条 教育の方針上論、前文、第1条 教育の目的、第2条 教育の方針、第3条 教育の機会均等、第4条 義務教育、第5条 男女共学、第6条 学校教育、第7条 社会教育、第8条 政治教育、第9条 宗教教育、第10条 教育行政、第11条 補則、附則

3. 内容の盛りだくさんな新教育基本法

新教育基本法は、旧教育基本法を全面的に改正したものである。旧教育費本法と比べてまず気づくのは、条文の量が増えたことである。本則は18条ある。条文の総数が増えたため、内容を整理して章立てを取り入れ、「教育の目的及び理念」「教育の実施に関する基本」「教育行政」「法令の制定」という4つの章題目を設けて規定している。

盛りだくさんになった理由は4つ考えられる。第一に、旧教育基本法が、教育に関する憲法的性格を帯びて、教育に共通の基本理念の規定にとどまっていたのに対して、新教育基本法では、幼児教育から生涯教育まで、教育の対象に応じて各々規定を設けたことである（第3条・生涯教育の理念、第7条・大学、第8条・私立学校、第10条・家庭教育、）。旧教育基本法は、教育に関する基本理念を示した憲法のような法律であった。一方新教育基本法は、教育行政のすべての対象を網羅して規定しており、その点で学校教育法等の一般の行政法に近い性質を帯びている。

第二に旧教育基本法に規定されている、日本国憲法の影響を受けた条文を、基本的には残した（第1条・教育の目的、第4条・機会均等、第5条・義務教育、第6条・機会均等、第14条・政治教育、第15条・宗教教育）。旧教育基本法で明示された項目で全面的に削除された項目は、後述するように男女共学（第5条）だけである。そのため旧教育基本法の規定の大半が、新教育基本法に規定されている。

第三に、旧教育基本法になかった日本の伝統や文化、いわゆる保守的な理念に関する規定を新設した（第2条・教育の目標と第6条・学校教育の一部の規定）。その結果新教育基本法では、条文の量が旧教育基本法に比べて大幅に増大した。

第四に、教員（第9条）、教育行政（第16条、第17条）という行政に関する規定を新設した。例えば、旧法においては教員の養成や研修に関しては触れられていなかった。しかし新教育基本法の第9条で、教員について「養成と研修の充実が図られなければならない」と規定された。

このように旧教育基本法の精神を引き継ぐ条文の大半を残しながら、時代の変化により生じた教育課題に関して数多くの規定を新たに設けたので、その結果法律の分量が大幅に増えることとなった。なお新教育基本法の構成は次の通りである。

前文

第一章 教育基本法の目的及び理念：第1条 教育の目的、第2条 教育の目標、第3条 生涯学習の理念、第4条 教育の機会均等

第二章 教育の実施に関する基本：第5条 義務教育、第6条 学校教育第7条 大学、第8条 私立学校、第9条 教員、第10条 家庭教育、第11条 幼児期の教育、第12条 社会教育、第13条 学校、家庭及び地域住民等の連携協力、第14条 政治教育、第15条 宗教教育

第三章 教育行政：第16条 教育行政 第17条 教育振興基本計画

第四章 法令の制定：第18条

附則

4. 新教育基本法と愛国心

新教育基本法では、道徳教育について、前文に「公共の精神」を尊ぶことが掲げられ、第2条において「教育の目標」として「豊かな情操と道徳心を培う」ことなど、育成されるべき国民の姿が示されている。なお、旧教育基本法には道徳教育に関する規定がなく、道徳教育については文部科学省が告示した学習指導要領に示されていた。新教育基本法では、愛国心について、「教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(第3条・教育目標)が規定されている。他方、旧教育基本法では、「愛国(心)教育」に関しては規定がなかった。現行法では、教育が法律に基づいて行われるべきと明示されている。なお、旧法においては「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」とされていた。

5. 憲法改正の先行例？

第二次大戦後日本は日本国憲法のもと、平和で民主的な国家として経済的に復興を遂げて、国際社会の中で現在重要な役割を果たしている。しかしながら、日本国憲法は米軍の占領下に

作られたため、日本の自主性を阻害する面があると批判する人々もいる。特に第9条で軍隊の保持を禁じられたため、日本の防衛に支障が生じるという改憲主義の人々の批判は戦後継続して行われた。また時代の変化に憲法の規定が対応できていないという理由で。改憲を主張する人々も多くいる。一方で、憲法のおかげで日本は平和と繁栄を謳歌できたと憲法改正に反対する人々も多い。

憲法改正をするには、両院の国会議員のそれぞれ3分の2以上の発議が必要で、そのため歴代の自由民主党（以下「自民党」と略称で表記する）政権はこれに着手することができなかった。しかしながら教育基本法は普通の法律なので、両院において国会議員のそれぞれ過半数を占めれば、与党単独の発議で改正できる。2006年（平成18年）9月26日に発足した第一次安倍内閣は、公明党との連立により両院で与党の議員が過半数を占めていたので、まず日本国憲法の影響が強い教育基本法の改正に着手したと考えられる^⑧。ちなみに同内閣が最初に成立させた法律が、新教育基本法である。

6. 岸信夫議員の選挙公約

与党自民党の政権公約には必ずしも、憲法改正や愛国心教育だけが突出しているわけではない。しかし例えば2014年12月の衆議院選挙の折、安倍首相の選挙区の隣の山口県周南市では、首相の実弟にあたる自民党の岸信夫議員の「憲法改正・教育再生」を公約に掲げた選挙看板が目についた。同議員は安倍首相を支えて政権中枢に近いことから、安倍総理の本音を代弁していると考えられる。選挙当選後の同議員のブログの冒頭には、「未来へつなぐ誇りある国、道半ばの憲法改正、教育再生」^⑨ という標語が示されている。官僚の手が加わった国会答弁、マスコミへの説明などでは、首相、閣僚など公職にある者は、慎重に言葉を選び、短刀直入に表現するのを避ける傾向がある。しかし選挙民に対する訴えでは、そのものズバリ表現しないと票に直結しない場合もある。首相の親戚で選挙区が隣接する岸議員の選挙でのアピールは、安倍首相の本心を案外代弁しているのではなかろうか。憲法改正と教育再生を最大公約に押し出す岸信夫議員の選挙活動から考えると、今回の教育基本法改正が、憲法改正の動きと関係があるという見方は的をえていると言えるかもしれない。

7. 自民党と政治家安倍晋三の目指す教育改革

(1) 政治家安倍晋三の教育改革論

2006年当時、政権与党の自民党には教育政策特に教育改革に関して、どのような考えをもっていたのであろうか。もちろん当時の自民党には政治的にはタカ派からリベラルな考えの議員がいた。しかし21世紀に入り、小泉、安倍の両氏が長らく総理の椅子に座っていたことから、党内の右派の考えが政策として実現されてきた。特に安倍氏は教育改革（もちろん安倍氏にとっての「教育改革」を「教育改悪」と非難する人々もいる）に積極的である。教育行政に関する文部省の中央審議会とは別に、教育再生会議⁴⁾を教育基本法改正が国会で審議中の2006年10月に設置した。教育基本法を改正して、その改正の趣旨を現実の政策で実行しようという意欲の現れである。安倍晋三氏の公式のブログには、基本政策として、外交、教育再生、憲法改正の三種を掲げている。教育改革を個人的に重視しているのが伝わる。そして教育再生の政策について述べた部分で、新教育基本法に関して次のように記述している⁵⁾。

「教育再生の目標はすべての子ども達に高い学力と規範意識を身に付ける機会を保障することであり、新しい教育基本法には「公共の精神」「道徳心」「国や郷土を愛する心」「職業教育・環境教育」などが盛り込まれました。」（最終更新日時2009年12月12日付）

公共の精神や道徳心を重視する以上、それらと並立することが難しい個人の権利の尊重や、男女平等などの理念を、学校教育の中では強調しにくくなることは推測できる。しかしながら、安倍氏個人のブログからは、女子教育の普及への反対、極端なジェンダーフリー教育、男女の風紀の乱れといった、極論は当然ながら見られない。一般に自民党の政治家は、戦後の教育改革とその後の日本教育の展開に対して不満を持っていた。特に野党の強力な支持基盤である教員組合を敵視し、個人の自由や権利を過度に主張することを批判し、一方国家や地域社会に対する愛着、日本の伝統や文化の尊重、社会に対する義務などを教えることを重視してきた。保守主義者と言われる小泉・安部両首相が行った教育基本法の改正の背景には、例えば教育勅語を復活させようというような復古主義的な考えがないとは否定できない。しかしむしろ規制の緩和や競争の奨励、民間活力の導入などのような、教育に市場原理を導入する考えもあるに違いない。これまで検討したところによれば、男女平等の実現という政策目標が、安倍氏の考えの中で優先順位が高い政策であるとはいえない。しかしだからといって、男女共学に弊害があり、男子校、女子校を奨励すべきだなどと、男女共学に対する批判・非難を一切していない。

(2) 安倍晋三の反ジェンダーフリー論

政治家安倍晋三には、日本の伝統的価値観を大切にする保守派というイメージがあり、女性問題や男女平等に対してネガティブな姿勢を持つと考える人もいるだろう。実際同氏の女子教育や男女共学に関する考えはどのようなものであろうか。

この領域に近い、性教育やジェンダーフリー教育に関して、同氏は首相就任直前の2005年～2006年に、自民党の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクト」の座長を務め、学校現場でのジェンダーフリー教育の実践に対して、同プロジェクトの報告書⁶⁾で次のように非難を行っている。

「自民党は男らしさと女らしさを認めます。社会的な、文化的性差をなくそうとするジェンダーフリー思想に偏重した教科書については、その内容を調和のとれたものにします。」

そして例えば男の子に鯉のぼりを否定したりすることや、男女混合での身体検査、騎馬戦、林間学校での宿泊などを挙げて批判している。

安倍氏は確かに、男女混合の活動を数々批判している。しかしこれらは現在の日本社会では、一般的に行き過ぎの行為と考えられるものばかりである。これらの批判を根拠に政治家安倍晋三が、男女共学に対して反対だなどと断定することはできない。

8. 安倍首相の首相立候補時の教育に関する公約

仮に安倍氏個人が極端な保守主義者であっても、首相という立場の持つ責任の重さを自覚しているのは当然である。そこで次に首相としての安倍氏の教育政策に関する考えを検討しよう。教育基本法改正を実現した安倍晋三首相は、そもそも教育基本法の改正についてどのように考えていたのだろうか。同氏が首相になるべく自民党の総裁選挙に立候補したときの公約について、同氏を支持する傾向の強い読売新聞に次のような記事が載っている。多少分量が多いが、同記事をそのまま次に引用する。

「安倍官房長官は、9月の自民党総裁選の公約で、首相官邸主導で子どもの学力向上などを図るため、首相直属の「教育改革推進会議」（仮称）の設置を打ち出す意向を固めた。

教育改革を国家戦略の最優先課題の一つと位置づける。先の通常国会で継続審議となった教育基本法改正案を秋の臨時国会で成立させることも公約に盛り込む方針だ。

教育改革推進会議は、教育行政の重要事項を事実上決めている文部科学相の諮問機関「中央教育審議会」の上位に位置づける方針で、より迅速な改革の実現を目指す。具体的なメンバーなどは今後、検討する。小泉内閣が経済財政構造改革の司令塔とした「経済財政諮問会議」を参考に、首相を議長とし、文科相ら関係閣僚と有識者で構成する案も浮上している。

安倍氏は教育改革の具体的な課題として、〈1〉学力の向上 〈2〉教員の質の確保 〈3〉学校評価制度の導入——などを掲げる考えだ。「ゆとり教育」の弊害と指摘されている学力低下に歯止めをかけるため、学習指導要領の見直しや、授業時間の増加、全国レベルの学力調査などを検討する。基礎学力が低いと判断された学校などに国が支援策を講じるなど、自らが提唱する「再チャレンジ」政策の考え方を生かす方針だ。

教員の質の確保策としては、能力の高い教員を給与・待遇面で優遇し、指導力不足の教員との差を付けることで、教員のやる気を引き出す。学校の管理運営や生徒指導の状況などを第三者機関が評価する「学校評価制度」の導入も視野に入れている。⁷⁾

教育基本法改正を最優先するとともに、自由主義的な色彩の強い教育改革を実施したいという意欲が、この記事から伝わってくる。同氏が主張している愛国心の重視、道徳教育の充実という点だけに注目して、教育基本法改正により、学校教育に戦前の修身を復活して、軍国主義教育へ回帰するなどという批判もあるが、このような極端な批判は安倍政権の教育政策の全体像を正確には捉えていないと思う。むしろ学校や教員に規律を求めてかつ教育の質を高める努力を促し、民間活力や競争原理を必要ならば導入して、日本の子どもの学力を向上させて、その結果日本の国力を高めていこうというのが、教育政策に対する意気込みではないか。無論意気込みはあっても、学力向上という目標が達成されるかは賛否が分かれるところであろう。なおこの2006年の総裁選理候補時の選挙公約には、男女共学に関する考えは一切述べられていない。ただし筆者が推測するに、安倍首相としては、一般庶民の教育とは別に、才能ある者、また恵まれた家庭の子弟を対象とするようなエリート教育、英才教育には反対ではないのではないか。当然ながら現在大学進学率の高い大都市部の有名私立高校（その大半が男女別学）での教育を批判する気はないのであろう。競争を勝ち抜くエリートの育成に、男女共学でないといけないという理屈は有効ではないというような考えをもっているのかもしれない。

9. 政府与党および中央教育審議会における改正論議

次に自民党、政府（文部科学省）における、教育基本法の改正に向けた論議をみてみよう。旧教育基本法に対して改正当時の政権与党自民党は、日本国憲法と同様にアメリカ占領時に押し付けられた法律という批判的な態度を1955年の保守合同による結党当初以来とり続け、その改正を絶えず求めてきた。しかし野党勢力、教員組合、マスコミなどの反対が強く、その改正に着手することが長らくできなかつた。しかし平成に入り、戦前生まれの世代が社会の第一線を引退しだすと、戦後の改革に対する批判勢力が力をつけてきた。そして1997年、党教育改革推進会議において教育基本法見直しを含めた提言を自民党はまとめた。しかし当時の橋本龍太郎首相は、同提言を教育の根幹にかかわる問題と判断し、教育基本法見直しに向けての具体的な改正論議を先送りした。

続いて自民党は1999年に教育改革実施本部(本部長＝森山真弓)が河村建夫衆議院議員をトップとするチームを始動させ、改正議論を本格化させた。小淵恵三-森喜朗内閣総理大臣（当時）の諮問機関であった教育改革国民会議の議論を踏まえて、2001年11月、遠山文部科学大臣は教育基本法改正を中央教育審議会に諮問した。そして2003年3月20日、中央教育審議会は、教育基本法の改正を遠山敦子文部科学大臣（当時）に答申した⁸⁾。

同答申によれば、教育の現状と課題と21世紀の教育の目標を踏まえて、旧法を貫く理念は今後とも大切にしていくこととともに、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、今日極めて重要と考えられる以下のような教育の理念や原則を明確にするために、改正が必要であるとした。

愛国心、伝統文化の尊重、家庭教育の重視、公共精神など、新教育基本法の特徴とされる理念の多くがこの答申で明記されていることに注目したい。なお同答申の内容の中心となっている、第二章の構成は、次の通りである。

第2章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

1 教育基本法改正の必要性和改正の視点

2 具体的な改正の方向

(1) 前文及び教育の基本理念

(2) 教育の機会均等、義務教育

1 教育の機会均等

2 義務教育

(3) 国・地方公共団体の責務

(4) 学校・家庭・地域社会の役割等

1 学校

2 教員

3 家庭教育

4 社会教育

5 学校・家庭・地域社会の連携・協力

(5) 教育上の重要な事項

1 国家・社会の主体的な形成者としての教養

2 宗教に関する教育

(6) その他留意事項

3 教育基本法改正と教育改革の推進

10. 中央教育審議会答申(2003年3月)における、男女共学の規定の削除の提案

2003年の中央教育審議会の答申で、最も注目すべきは、それ以前の自民党の教育基本法改正の議論がなく、審議会の諮問⁹⁾にも一切触れられていなかった、旧教育基本法の第5条「男女共学」に関する規定の削除が突如提案されていることである。

同答申の第2章の2 具体的な改正の方向の(1)前文及び教育の基本理念の「男女共同参画社会への寄与」に次のように記載されている¹⁰⁾。

「憲法に定める男女平等に関し、現行法は、「男女共学」の規定において男女が互いに敬重し協力し合わなければならないことを定めている。しかし、社会における男女共同参画は、まだ十分には実現しておらず、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、このような現行法の理念は今日においてより重要である。なお、現在では、男女共学の趣旨が広く浸透するとともに、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっており、「男女の共学は認められなければならない」旨の規定は削除することが適当である。」(下線部筆者)

自民党の教育改革論になかった「男女共学」の規定の削除が突如出てくるのは、唐突に思える。確かに審議の過程で、自民党議員が男女共学規定の削除に気が付いたということも考えられなくはない。しかし教育基本法の改正を検討している過程で、文部省の官僚から意見として出されたと考える方が自然ではないか。そこで、政府が推進する男女共同参画社会の意義を確認しながら、既に男女共学の趣旨が浸透したからという理由で、「男女共学」の規定を削除しようとする文部科学省の意図は何かを、推察する必要が生じる。

11. 教育基本法の改正

(1) 教育基本法改正案の国会提出

2006年4月、自民・公明両党の教育基本法改正に関する与党検討会は、「愛国心」という直接的な表現を避け、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とすることで合意した。そして政府は改正案を国会に提出した。同法改正の理由を小泉首相（当時）は次のように答弁している¹¹⁾。

「質問：教育基本法改正の理由は何か？」

○小泉内閣総理大臣：教育基本法案を提出した理由であります。戦後、教育基本法の理念のもとで構築された教育諸制度は、国民の教育水準を向上させ、我が国の社会発展の原動力となってきたと思います。

しかし、科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育において、より一層重視することが求められてきております。このため、教育基本法を改正し、新しい時代の教育理念を明確にすることで、国民の共通理解を図りつつ、国民全体による教育改革を着実に進め、我が国の未来を切り開く教育の実現を目指すものであります。」

[平成2006年5月16日 衆・本会議 下村博文氏（自民）質問への答弁]

(2) 教育基本法改正案の成立

教育基本法の改正案が国会に提出されるのは、旧法施行後初めてのことであった。その後2006年9月に、安倍晋三氏が首相に就任した。なお、国会答弁で安倍晋三首相は、愛国心に関

する評価について、「心は評価することはできない」としながらも、「日本の伝統と文化を学ぶ姿勢や態度は評価の対象にする」との認識を示している。改正案に反対する者からは、首相の発言について「一方的な価値観の押し付けはおかしい」、「愛国心の強制につながり、内心の自由を侵害する」とする意見があった。2006年11月16日の衆議院本会議において、政府提出の改正案について野党欠席のまま与党単独で採決が行われ、可決された。

12. 男女共学の規定だけが削除

制定後60年以上経過した旧教育基本法の条文で、条文の規定が全部削除されたのは、第5条の男女共学の項目だけであった。同条の規定は次の通りである。「第5条（男女共学）男女は、互いに敬重し、協力し合わねばならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。」

旧教育基本法の改正に執念を燃やした政権与党の自民党が、なぜ男女共学の規定の削除を目指したのであろうか？ それとも文部科学省の官僚が、教育基本法の改正に際して、男女共学の規定を削除したのであろうか。そもそも新教育基本法は、原則として旧教育基本法の規定の一部を訂正した上に、新たな条文を大量に追加して制定された。それなのに男女共学の規定だけが削除されたことの意義は、何だったのかを考えていきたい。まず削除された第五条の条文の規定を検討していこう。同規定の内容は、次の2つの理念に分けられる。第一の理念は男女平等である。第五条の条文の前半は「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであつて」という文面になっている。これは男女共同参画基本法に示されている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法 第二条）という男女共同参画社会の根本原理であり、男女が協力して平等に生きることを学校で教えることにつながる。

第二の理念は、男女共学という学校の児童・生徒の受け入れと構成の原理である。「教育上男女の共学は、認められなければならない。」という表現で、学校は原則として男女共学校とするという考えを示したものである。私立の男子校や女子校への配慮から、「認めなければならない」という表現になっている。別学校を強制的に男女共学に転換する必要性は排除しながらも、学校の男女共学化を進展させる根拠と理解できる。

13. 男女平等の規定は残る？

文部科学省は、教育基本法改正の法案提出のとき、新教育基本法の第二条に男女平等に関する規定を新たに設けたことを、同法において男女共学の正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことを訴えた。同省の生涯学習政策局長が、国会で次のように答弁している。

○田中生涯学習政策局長：現行の五条の男女共学に関しましては、この男女共学が我が国に浸透しておるということで、中央教育審議会におきましてもこの五条については削除することを御答申いただいております。しかし、御指摘いただきましたように男女平等教育を推進することは大変重要なことですので、「教育の目標」の第三号に男女の平等ということ掲げさせていただいております。

[平成18年12月5日 参・教育特委 神本美恵子氏（民主）の質問に答えて]⁹⁹

文部科学省は、男女平等の理念については、形式的ではあれ、新教育基本法の第二条に明記した。ということは男女共学の規定の削除の（少なくとも表向きの）理由は、生徒の受け入れと学校の構成原理である「男女共学」の方法の推奨をやめたということになる。

14. 男女平等に逆行するという批判

文科省の説明に対して、革新政党、女性団体、教員組合などの多くの団体や学識研究者から、男女共学の規定の削除は、男女の差別につながるという批判が生じた。これらを逐一検討する紙幅の余裕がないので、ここではその代表例として日本弁護士会の考えを以下に示す。同弁護士会のホームページ¹⁰⁰に、その主張が質問に対する回答という形式で、一般市民にも分かりやすい表現で次のように書かれている。

「○ 教育法制に関するQ & A 2010年（平成22年）—日本弁護士会

Ans. 公的義務教育の男女別学や男女別クラス編成は、憲法第14条の両性平等原則から認められません。

旧憲法下では、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業意識に基づいて、女子に

は裁縫などの家事を教育し、一方男子には身体の鍛錬を目的とする体育科目に力を入れるなどの、男女別教育を実施していました。さらに、旧憲法下では、男子には帝国大学進学の間機がありました、女子の公的高等教育の間機は師範学校だけと極めて限定されていました。旧教育基本法に男女共学規定が置かれたのは、このような男女別学を明確に否定するためでした。

教育基本法は、旧教育基本法の男女共学規定を削除しましたが、政府はその趣旨を、「現在では男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育間機の差異もなくなっているので、基本的に削除することが適当」としており、いわば役目を終えたので改訂すると説明していました。男女共学規定が不要になるほど教育における男女平等が進んでいったのかという点では、一部地方には公立高校の進学校は男子校という「伝統」が残存していたり、共学でも男子優先の男女別名簿が存在し、あるいは男子には理科系、女子には文科系を勧める進路指導など、男女で暗黙に役割を振り分ける「隠れたカリキュラム」といわれる実態が残存しており、両性の平等が実現したと言うにはほど遠い現状といわざるを得ません。今後これらの差別は、教育基本法の男女平等規定によって、改善されるべき課題です。男女別学については、政府も、規定の削除は男女別学を進める趣旨では無いことを自認していたのです。

また、男女共同参画社会基本法（1999年）でも、男女共同参画社会の形成の促進を定めていますし、女子差別撤廃条約（1985年批准）でも、男女の固定的役割概念の撤廃を目的とする男女共学の奨励（同条約第10条）を定めていますので、男女別学の推奨は、これらからも否定されます。」

日本弁護士会の主張は、主に次の3点である。①学校には依然男女差別が残り、女子は男子より低い質の教育を受け、進路も劣っている。②男女共学にすると男女とも同水準の教育を受ける。③現実に別学校は数多い。

弁護士会の主張のうち①と③は、ほぼその主張の通りであろう。しかし②の男女共学の学校だから、同じ水準の教育を男女が均等に受けるかどうかは検証が必要ではなからうか。学級編成、選択授業、進路指導などにより、共学校でも男女格差は大きく残る可能性がある。また諸外国では、男子校、女子校がそれぞれ男子生徒、女子生徒の特性を伸ばすことにより、教育効果があがるという主張がされてもいる。共学にすれば即座に男女の格差が解消するほど、問題

の解決は単純ではないのかもしれない。

しかし文科省が、男女共学の規定を廃止することで、男女平等の実現に- マイナスに作用するという主張は、基本的に説得力がある。それは次に述べるように、文科省の説明には納得いかない点が若干あるからである。

15. 「男女共学」条文削除の本当の理由

(1) 文科省の説明の矛盾点

文科省の説明で最も納得がいかないのは、前述のように「男女共学が普及したから、もう推奨する必要がない」と述べている点である。この説明には次の2点の矛盾点がある。

第一は、普及しようとしまいと、良いものは推奨すべきではないか。戦後60年の経過により、男女共学が普及して男女の不平等が徐々に解消したと認めながら、男女平等に貢献した男女共学という生徒の編成原理を奨励はしないということはおかしい。むしろ男女の平等を徹底するために、学校は原則男女共学にするぐらいの決断が必要である。

第二は、本当に男女共学が普及したのかどうかである。現在公立中学の全校と公立高校そして地方の私立高校の大半は、男女共学である。しかし大都市部、特に首都圏と近畿圏では、数多くの私学が依然男女別学のままである。特に進学実績の高い「有名私立高校」には、男子校そして女子校がまだまだ多い。次の世代を担うエリート達の多くが、男女別学の学校に集中して学ぶということは、男女共同参画社会の実現に間接的にブレーキをかけることになりはしないだろうか？

(2) 文科省が守ろうとするもの

納得できない説明の裏には、本当の理由がかくれているものである。教育基本法の規定を削除してまで、文科省が守ろうとするものは何だろうか。

公立高校については、かつて社会における男女分業が厳密だったときには、専門高校（職業高校）のかなりが、事実上男女別学であった。例えば、看護科、保育科などは、女子生徒ばかりであり、また逆に例えば工業高校などは事実上男子校であった。しかし職業の性別分業のハードルが下がった現在、専門高校については大体が男女共学である。また普通科高校についても、特に旧制中学を母体とする男子校の名門高校、旧制高等女学校を母体とする女子校の名門高校は、大半の地域で男女共学化が進んできた。21世紀になり東北地方で、名門高校の共学

化が進展し、国内で残るは北関東（埼玉、栃木、群馬）程度である。だから数少ない公立名門高校の共学化を防止するために、わざわざ基本法の規定を削除するという理由は考えにくい。

考えられる理由は2つある。一つは私立の男子校、女子校を、共学化から守るということである。男子校には男子校のノウハウがあり、女子校のそれとは違う部分もある。多様な選択肢の一つとし、私立の別学高校を残そうという考えがあるのかもしれない。

二つ目は、公立高校に新しいタイプの学校特に英才学校を開設するための措置とすることである。教育基本法に男女共学の規定が残っていると、税金を投入する公立高校では、男子校や女子校は作りにくい。しかし英才例えばスポーツ選手を育成する学校の場合、学校で指導するスポーツ競技の種類によっては、男子校または女子校として設置する方が、教育効果が上がるかもしれない。例えば野球の指導に特化したいと考えれば、男子だけを入学させて指導するというものもないわけではない。また伝統芸能の後継者の養成を公立（または公費を多額投入する私立高校等）高校で行なおうとすると、その芸能の性質上生徒が男子か女子に限定される場合がある。例えば仮に舞妓の養成を行う高校なら必然的に女子校となるし、歌舞伎役者の養成なら男子校になる。伝統芸能の場合、男女平等の原則を貫くと、長年かけて培ったその芸能の特質が変貌して、文化的・歴史的価値に影響を与える場合があるからである。そのような新たな種類の公立高校（または公費を多額投入する私立高校等）を将来自治体が自由に開校できるように、男女共学という縛りを文科省が解いたとも考えられる。

ただし多くの批判が指摘するような、女性の地位の向上に逆行する意図は、今回の改正にあたり文科省にはなかったと信じたい。男女が共に学ぶ共学校は、健全な生徒がしょうがいを持つ生徒とともに学ぶ学校、外国人と日本人がともに学ぶ国際高校など、多様な児童生徒が共に学ぶ学校と同様、共生社会の実現には必要であると考えられる。

注

- (1) 旧教育基本法（昭和22年法律第52号）の前文、1947年3月31日制定・施行
- (2) 同内閣は翌2007年（平成19年）8月の参議院選挙で、与党が過半数を失う結果となり、8月27日に内閣を改造した。この後参議院の「与野党ねじれ現象」により、思うように法案を通過させなくなった。安倍総理念願の憲法改正への取り組みは、第二次安倍内閣（2012年12月）まで先送りされることとなった。
- (3) 岸信夫オフィシャルブログ：<http://kishi-jpn.com/philosophy.html>、2015年1月15日閱

覧

- (4) 讀賣新聞 2006年 8月13日
- (5) 教育再生会議、第一次安倍内閣が教育改革（再生）への取組みを強化するため、2006年10月10日の閣議決定により設置した機関。安倍内閣が2007年 9月に退陣したため、2008年 1月31日に最終報告を提出し解散した。続いて2012年12月に発足した第 2次安倍内閣は、教育再生会議を復活させる形で、教育再生実行会議を設置した。
- (6) <http://www.jimin.jp/jimin/info/gender/jender/html> 2015年10月30日閲覧
- (7) 衆議院議員安倍晋三公式サイト：www.s-abe.or.jp/2015年 1月 6日閲覧
- (8) 文部科学省中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」2003年 3月20日
- (9) 同上書
- (10) 同上書
- (11) 教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁 http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm「教育基本法資料室」文部省生涯学習局政策課2015年 1月 3日閲覧
- (12) www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100617_3.pdf 2015年10月 5日閲覧